



第 1 章

...

プランの
目指すもの

京都のかけがえのない歴史や文化は、自然との共生により育まれてきました。

これらを次世代に継承するとともに、本市が新たな価値を創造し発展し続けるまちであるためには、将来にわたり生物多様性の恵みを確保し、享受していく必要があります。また、そのためには、「生物多様性の保全と持続可能な利用」のための行動の促進と自然共生社会の実現に向けた変革が求められます。

このことから、本プランは、「生物多様性の保全と持続可能な利用」の具体的な方策を示し、あらゆる主体が行動できる指針となるよう策定します。

また、本プランの推進に当たっては、「地球温暖化対策」や「循環型社会の構築」といった環境政策と一体的に取組を進めていきます。

さらに、国際目標である SDGs の達成や本市のレジリエンス[※]の向上に貢献し、自然と共生する持続可能な社会の実現を目指します。そのため、自然資本としての森林や里地里山、河川、海洋等の生態系が健全であることが、社会・経済の諸問題の解決にとっても不可欠であるとの認識の下、生物多様性の保全や利用と相互に関連する、農林業、都市緑化、風致保全、伝統・文化、防災・減災、観光、健康、消費生活等のあらゆる分野の政策との融合を図ります。

※「レジリエンス」とは、一般的に、様々な危機からの「回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）」を意味するとともに、ダメージを受けても粘り強くなって元に戻りながら、以前よりもより良く立ち直る状態をいう。ここでは、都市における「悪影響を及ぼす外からの力や、内部で生じる様々な困難な問題に、屈することなく粘り強く対処し、克服し、より良く発展する能力」のことを指し、「本市のレジリエンス」と表現している。（「京都市レジリエンス戦略より」）

参考：持続可能な開発目標（SDGs）※関連する主な目標

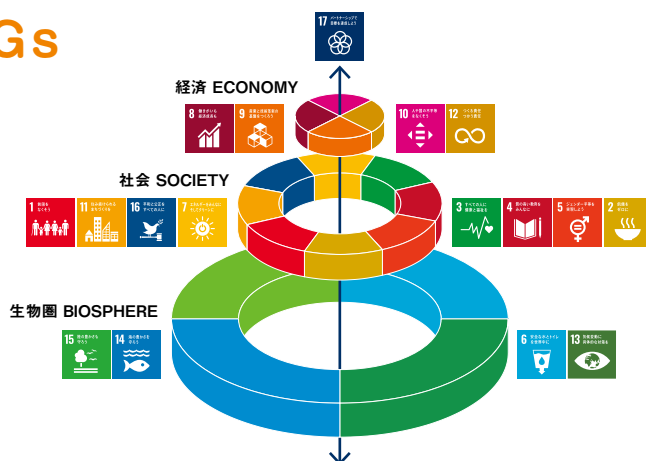


コラム 生物多様性と SDGs

SDGs（エスディー・ジーズ）は、2015年9月の国連サミットにおいて、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標です。SDGsには17の目標が掲げられており、これらは相互に関わり合っています。

スウェーデンのヨハン・ロックストローム博士が考案した「SDGs ウェディングケーキモデル」では、目標6（水の保全）、目標13（気候変動対策）、目標14（海の生態系の保全）、

目標15（陸の生態系の保全）の生物多様性に関連する「生物圏」の4つの目標を土台として、「社会」、「経済」の目標が成り立っていることが示されています。SDGsを達成し、社会、経済を持続可能なものにするためには、生物多様性の保全が重要であることが分かります。



SDGsのウェディングケーキモデル

出典：Stockholm Resilience Centre

1.2 プランが目指す方向性

本プランの推進に当たっては、基本方針の下、以下の方向性を踏まえます。

1 「知る」から「行動」へ

本市では、これまで、生物多様性そのものの理解と普及に努めてきましたが、生物多様性の損失が進行している今、更に一歩踏み出し、生物多様性のために積極的に行動していくことが求められます。また、「行動」することで、生物多様性への理解が深まり、「知る」ことにもつながります。

そのため、本プランは、行政だけでなく、市民、事業者、活動団体、大学・研究機関、学校等の各主体が、「自分ごと」として、それぞれの立場で「知る」だけでなく、「行動」できる具体的な行動例を提示した指針とします。



2 「生物多様性の持続可能な利用」の重点化

私たちは、四季折々の自然と共生する暮らしの営みや祭事等を通じて、生物多様性の恵みを持続的に利用することで、同時にこれを保全してきました。

しかし、近年では、人と自然との関係が希薄化し、建築材等への地域産の森林資源の利用の減少、人の手が入らなくなったことによる森林の荒廃、狩猟者の減少・高齢化等に伴うシカの食害の増加などによって、生物多様性の恵みが失われつつあります。



このため、先人から受け継がれてきた、京都の自然と共生する生活文化を再認識し、日常での消費行動やレクリエーションの場において、生物多様性の恵みを現代のニーズに合った形で持続的に「利用」するライフスタイルへの転換が求められます。

こうしたことから、本プランでは、「生物多様性の持続可能な利用」*の視点に重点を置いた取組を進めます。

*「生物多様性の持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代が生物多様性の恵みを享受するとともに、人類の存続の基盤である生物多様性が将来にわたって維持されるよう、生物多様性の構成要素及び生物多様性の恵みの長期的な減少をもたらさない方法で、生物多様性の構成要素を利用することを言う。

3 自然共生社会の実現に向けた変革

私たちは、豊かな生物多様性の恵みを享受し、利用することで、これまで京都の暮らしや伝統・文化を育み、継承してきました。これらの恵みを将来にわたって享受するためには、一人ひとりが「自分ごと」として行動し、ライフスタイルを転換するだけでなく、生物多様性を「保全」し、「利用」することで新たな産業の創出にもつながるよう、自然共生社会の実現に向けた変革が求められます。

そのためには、各地域が、自然環境等への負荷をできる限り低減し、その特性を活かして多種多様な地域資源（自然・物質・人材・資金）の自立的な循環を促すとともに、各地域間でそれぞれの強みを発揮して補完し合う社会（地域循環共生圏）や自然がもたらす負の側面を時に受け入れ、許容できる社会を構築していく必要があります。

こうしたことから、本プランでは、自然資源の持続性が確保された自然共生社会の実現に向けた変革を促す取組を進めます。



4 京都から世界の生物多様性保全への貢献

グローバル化が進んだ現代では、多種多様な食品や衣類、木材などの形で、世界中から多くの生物資源[※]を輸入・消費しています。

都市での生物資源の消費は、都市やその周辺だけでなく、他の国の生態系にまで影響を与えています。実際に、世界では、過剰な耕作や放牧による土地の劣化、違法な伐採や森林火災による森林の減少・劣化、過剰な漁獲による海洋生物資源の減少など、生物多様性の損失が進んでいます。

人々が、日常の暮らしと生物多様性のつながりを理解し、生物多様性を意識して行動することは、地球全体の生物多様性の保全にもつながります。

こうしたことから、本プランでは、生産、流通、消費の各段階において、生物多様性の持続可能な利用の実践を促し、市民や事業者、大学等の多様な主体が協働する取組がいわば「京都モデル」となることで、世界の生物多様性の保全に貢献していきます。



[※]「生物資源」とは、食料、衣料、木材、薬品など、人間の生活上に必要な資源として利用される生物のこと。

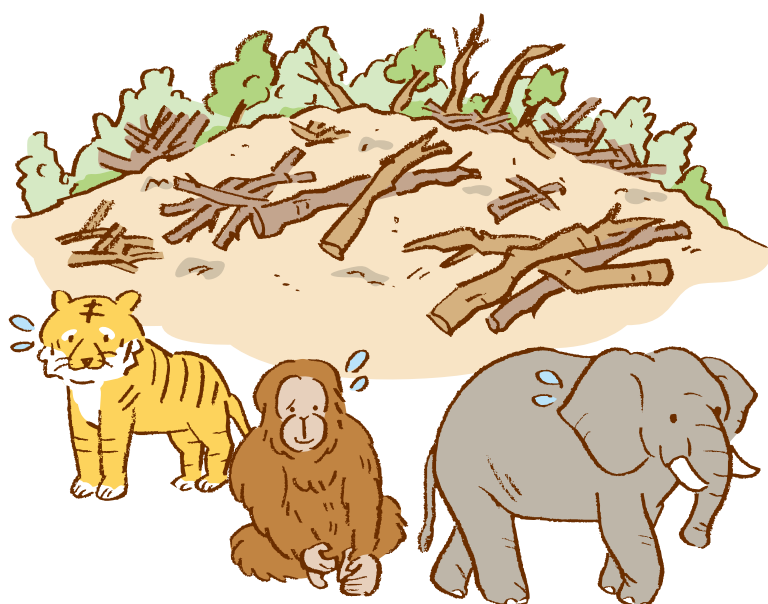
～私たちの暮らしが世界の生物多様性に影響を与える例～

世界で最も多く消費されている植物油は、アブラヤシの実を原料とする「パーム油」です（日本国内でも菜種油に次いで消費が多い。）。

インドネシア、マレーシアでは、アブラヤシの広大なプランテーションを作るために、広大な熱帯林が伐採されており、オランウータン、アジアゾウ、スマトラトラをはじめとする希少な野生生物が絶滅の危機に瀕しています。



製品の原料となる
パーム油を生産するため
熱帯林の伐採



生息域の減少で希少な野生生物が絶滅の危機に瀕しています。



コラム どうして「生物多様性の持続可能な利用」が必要なの？

私たちの暮らしは、食料、木材や衣類など、生物多様性から生み出される恩恵によって成り立っており、こうした恩恵を利用できなければ、豊かな生活を続けることが難しくなります。（2章「2.2 生物多様性の重要性」参照）

生物多様性による恩恵を将来にわたって利用し続けるためには、過剰な採取や乱獲、生きものの生息・生育地の消失等により、生物多様性が損なわれることがないように、生物資源を保全していく必要があります。

一方で、生物資源の利用が、生物多様性の保全につながっていることもあります。

長い歴史の中で、農林業をはじめとした様々な人間の働きかけを通じて形成された自然環境のことを「里地里山」といいます。里地里山は、森林、農地、草地、ため池等の様々な環境がモザイク状に繰り返し現れる場として維持されてきたことで、多様な生きもののすみかとなっており、生物多様性の保全上、非常に重要な場所です。

しかし、里地里山は、近年、森林資源の利用不足による森林の荒廃や農地の宅地化、狩猟者の減少・高齢化等に伴うシカの食害の増加、自然との触れ合いの機会の減少など、人が自然の利用や手入れ等の働きかけをやめてしまったことで、生きものの生息・生育地としての質の低下が進んでいます。

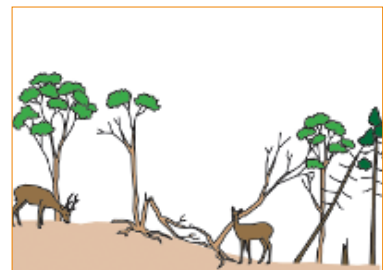
生物多様性を保全するためには、生物資源の「使いすぎ」、「使わなさすぎ」を防ぐ、つまり、生物多様性を持続可能な形で利用することが必要であり、とりわけ、本市のように、生物資源の消費地となる都市においては、「生物多様性の持続可能な利用」の視点からの取組が重要となります。



良好な森林



荒廃した森林



ニホンジカ等による食害

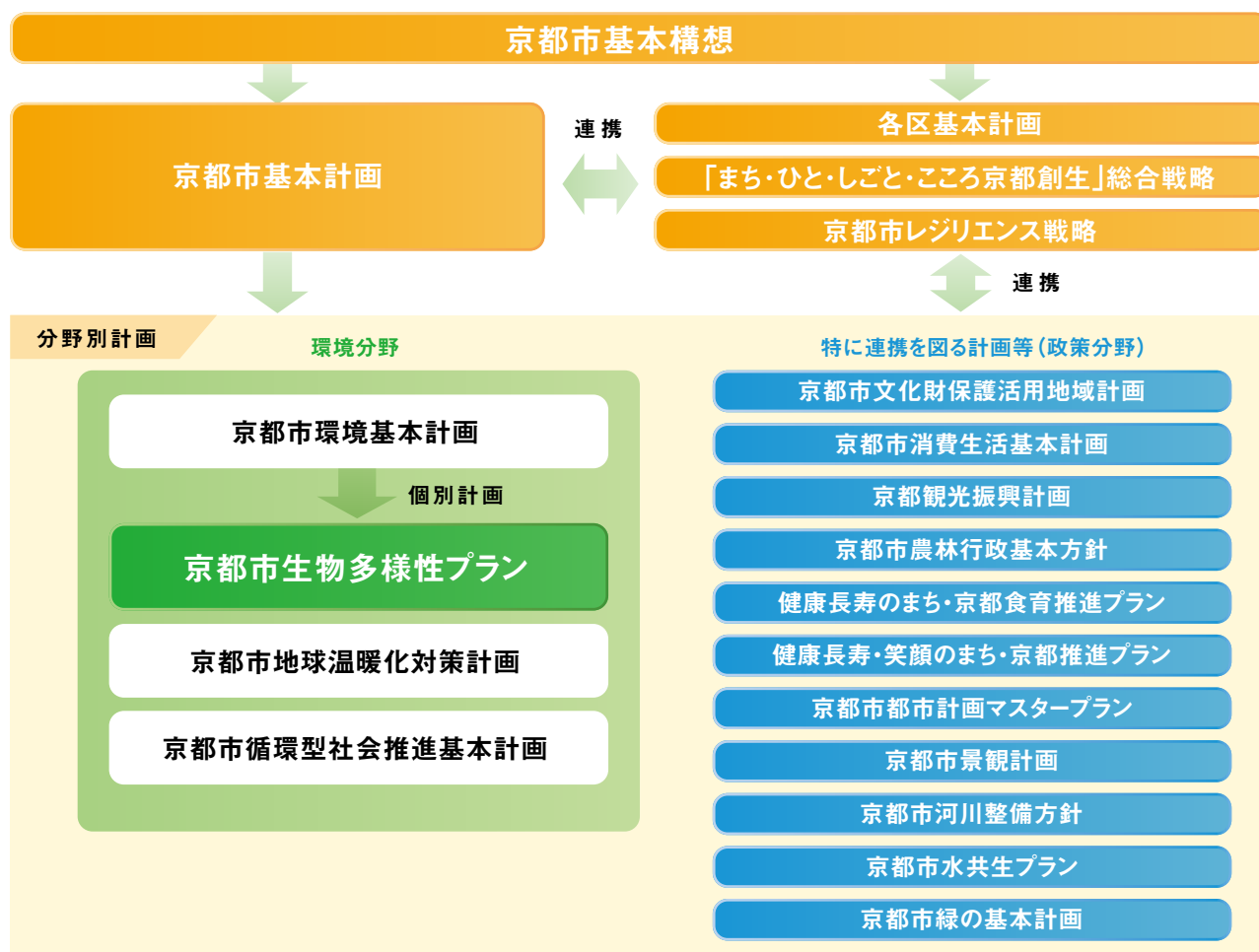
1.3 プランの位置付け

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づく、本市域における「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）として策定します。

また、市政の基本方針である「京都市基本構想」を具体化した「京都市基本計画」の分野別計画「京都市環境基本計画」の個別計画として位置付けます。

1.4 他分野の関連計画との関係

自然共生社会の実現だけでなく、SDGsの達成や脱炭素社会、レジリエント・シティの実現にも貢献するため、「京都市環境基本計画」の他の個別計画「京都市地球温暖化対策計画」及び「京都市循環型社会推進基本計画」等と一体的に進めるとともに、環境分野以外の他の計画とも連携させて政策を進めます。



1.5 計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

